

KPMG Japan e-Tax News

No.208 14 September 2020



税務情報

2020年度税制改正関連情報

1. 財務省 — 「令和 2 年度 税制改正の解説」の公表

財務省は 9 月 11 日、「[令和 2 年度 税制改正の解説](#)」を公表しました。(「令和 2 年度 税制改正の解説」は 7 月 17 日に暫定版が公表されていましたが、今回公表されたものは、暫定版には掲載されていなかった「連結納税制度の見直しに関する法人税法等の改正」等を含む完成版です。)

「税制改正の解説」には、改正の背景や趣旨のほか、条文からは読み取ることができない解釈などが含まれています。

2. 5G 投資促進税制 — 5G 法の施行

2020 年度税制改正において導入された 5G 投資促進税制^{(*)1}は、5G 法^{(*)2}の制定が前提とされています。5G 法は 6 月 3 日に公布されたものの([官報号外第 109 号](#))その施行期日を定める政令は未公布でしたが、8 月 28 日、5G 法の施行期日を定める政令が公布され、その施行期日が 8 月 31 日とされました([官報号外第 178 号](#))。

(*)1 正式名称:認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

(*)2 正式名称:特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

また、5G 投資促進税制に係る法令のうち、法律及び政令(一部)は他の 2020 年度税制改正の法令と同様 3 月 31 日に公布されていたものの、省令は未公布でしたが、同じく 8 月 28 日に公布されました([官報第 321 号](#))。

これを受けて経済産業省は 8 月 31 日、以下の情報を掲載した[「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」](#)というページを開設しました。

■ 概要

■ 申請書様式等:5G 投資促進税制の活用にあたっては、まず(1)開発供給事業者(主にベンダーが想定されます。)が「開発供給計画」について経済産業省・総務省の認定を受けたうえで、(2)5G 投資促進税制の適用を受けようとする事業者が、その認定を受けた開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用シス

ムが含まれている「導入計画」について事業所管大臣の認定を受ける、という段取りを踏むこととされています。この2つの計画に係る申請書様式のうち、(1)「開発供給計画」の認定申請書等は掲載されていますが、(2)「導入計画」の申請書様式は現時点では「準備中」とされています。

- **ご利用にあたっての申請要領等**:(1)「開発供給計画」の申請に関する手続をまとめた申請要領が掲載されています。
- **認定計画の公表**:現時点では「準備中」とされています。
- **関係法令**:5G 法並びに 8 月 28 日に公布された 5G 法に係る政省令及び関連する指針等([宣報号外第 178 号](#))がまとめて掲載されています。

なお、総務省の[「ICT 地域活性化 支援施策」](#)のページ(最下部の(6)5G 投資促進税制)にも、上記の認定申請書等や申請要領が掲載されています。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.